

むかわ町事前復興計画

(案)

令和 6 年 12 月

むかわ町

むかわ町事前復興計画 目次

1.	はじめに.....	1
1.1	事前復興計画策定の背景.....	1
1.2	事前復興計画の目的と役割.....	6
1.3	事前復興計画の対象区域.....	9
2.	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定.....	10
2.1	設定条件.....	10
2.2	被害想定.....	13
3.	復興まちづくりに向けた課題.....	15
4.	復興まちづくりの目標・方針.....	16
4.1	復興基本方針.....	16
4.2	計画期間.....	18
5.	復興まちづくりの基本方針.....	19
5.1	被災者の生活再建を最優先で進めます.....	19
5.2	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます.....	22
5.3	将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます.....	23
5.4	地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します.....	24
5.5	災害により強い防災先導のまちづくりを進めます.....	25
6.	復興まちづくりイメージの検討.....	26
6.1	安全安心確保の方針.....	26
6.2	メリット・デメリットの整理.....	28
6.3	むかわ町における安全安心確保の方針.....	29
6.4	むかわ町における復興まちづくりイメージ.....	30
6.5	復興まちづくりイメージ図.....	32
7.	事前復興準備計画.....	47
7.1	復興体制の検討.....	47
7.2	復興まちづくりの進め方.....	49
7.3	その他事前に対策を行うこと.....	64
8.	あとがき.....	67

1. はじめに

1.1 事前復興計画策定の背景

事前復興計画は、「自分たちの住むまちで大規模災害が発生した場合、復興まちづくりをどのように進めるのか」について、被災前から事前に準備しておく取組みで、大規模災害が発生した際には、計画を基により早く復興に取り組むことが可能となるほか、事業の計画変更も少なくなり、迅速に工事が進み、早期に新しく復興したまちで暮らし始めることが可能となります。

また、想定される被害、まちの特性や課題を事前に把握し、平常時のまちの課題の解消に取り組むつつ災害に強いまちを実現できるよう、復興まちづくりに向けた基本方針や復興まちづくりイメージを作成することで、被災後も住民が住み続けたいまちの実現が可能となります。

東日本大震災では、それぞれの自治体が防災・減災施策を積極的に実施していたにもかかわらず、応急対応に追われ、復興に向けた取組みになかなか着手できなかったと言われており、今後、発生が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、むかわ町として次のような課題を抱えています。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づく津波避難対策特別強化地域の指定

津波避難対策特別強化地域の指定を受け、津波避難対策の検討が必要となりました。

- (2) 地域社会経済活動の縮小の加速化を極力抑え、産業の早期再建へつなげる必要性

被災後の事業者の意向把握、仮設商店街等での仮営業再開から本設による再建までの支援等、継続的に事業を行う環境を整え、地域雇用・生計を支える産業再建の遅れ、事業所転出を極力防止する対策の検討が必要です。

- (3) 住民の迅速かつ継続的な意向把握と、時間経過による意向変化に対応した計画変更

広範囲に避難した住民の所在地や再建意向に時間と人手を要することが懸念され、意向の早期把握、未確定者の意向を明確化し、復興事業への反映、意向確定者向けの整備をいかに早期に進めるかが課題となっています。

- (4) 多様な関係機関を含む復興まちづくりプロセスの確立、円滑な復興まちづくり関連事業の推進

多様な主体との協議体制の早期確立、協議進行のほか、必要とされる人材や工事関連の資機材等の調達が困難であると想定され、多様な契約方式の検討・選定、発注手続きを円滑に執り進められるかが課題となっています。

むかわ町も、平成 30 年北海道胆振東部地震からの復旧・復興の過程では様々な課題に直面した経験から、災禍を受けたまちとして、防災先導のまちづくりを進めるため、被災後も住民が住み続けたいまちの実現に向け「むかわ町事前復興計画」を策定するものです。

1.1.1 北海道胆振東部地震後の復興まちづくりにおける課題・教訓

(1) 北海道胆振東部地震の概要、被害状況

平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分に発生した北海道胆振東部地震の規模はマグニチュード 6.7、町内の最大震度は 6 強を記録しました。

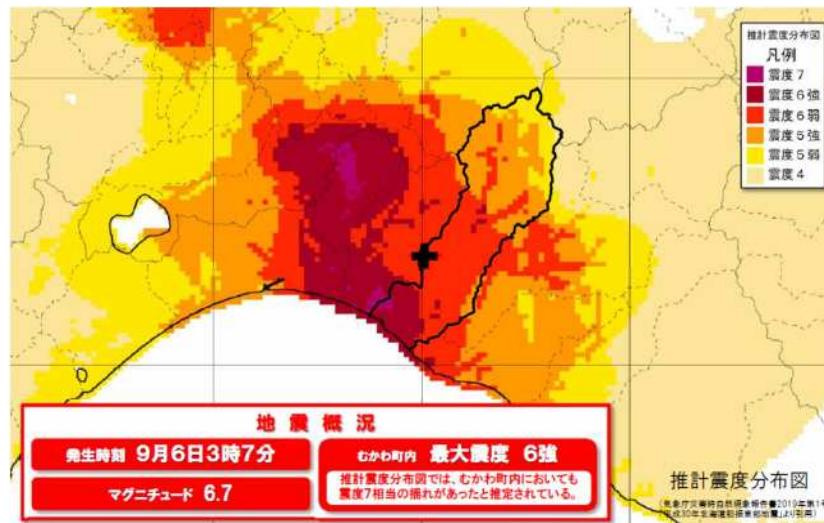


図 1-1 北海道胆振東部地震の震度分布

本地震による被害は以下の通りです。

表 1-1 北海道胆振東部地震被害状況（むかわ町）

死傷者	1 人
重傷者	27 人
軽症者	250 人
全壊	住家 41 戸、非住家 183 戸
大規模半壊	住家 15 戸、非住家 16 戸
半壊	住家 190 戸、非住家 144 戸
一部損壊	住家 3,063 戸、非住家 577 戸
応急仮設住宅避難者数	90 世帯 140 名

震災後、人口の流出が深刻化しています。



※令和 6 年 6 月末現在 7,358 人（住民基本台帳より）

図 1-2 むかわ町の人口推移

1.1.2 復興まちづくりにおける課題・教訓

今後起こりうる大規模災害発生後にまちの早期回復を実現し、復興まちづくりを計画的に進めるためには、過去の大規模災害からの復興まちづくりの過程で得られた課題や教訓が参考となります。

(1) 復興まちづくりを担う庁内の復興体制の早期整備

大規模災害発生直後、職員は被災者対応及び応急復旧対応に追われますが、被災者の早期の生活再建には、復興計画を早期に策定する必要があります。復興まちづくりの初動を早めるには、平時から復興を統括、調整、実施できる体制を整備しておく必要があります。

(2) 復興まちづくりの取組みや手順の検討、実施主体の明確化

復興まちづくりを早期かつ的確に進めるには、平時から過去の災害からの復興まちづくりに関する知識を学び、必要となる取組みや手順を整理しておくとともに、その実施主体（担当部署）を明確にしておく必要があります。

(3) 被災後の復興まちづくりに対応できる職員の育成

大規模災害発生直後は、復興業務に対応できる職員、技術職が不足することから、限られた人員で復興まちづくりを進めるには、平時から職員が被災前の現況と課題、被害想定を学び、復興まちづくりに関する訓練を積んでおく必要があります。

(4) 平時のまちづくり活動における復興まちづくりへの住民理解

復興まちづくりには多岐に渡る利害関係者との調整・合意形成が必要になり、多くの時間を必要とすることから、住民意向を踏まえた復興まちづくりを早期かつ円滑に進めるため、平時のまちづくり活動の中で復興まちづくりへの住民理解を深める必要があります。

(5) 地域課題に対応した復興まちづくりを進めるための既存計画の理解、整理

復興まちづくりでは、被災前から抱えていた地域課題の解決と、被災前の状態に回復するだけではない創造的復興が求められることから、平時から既存計画の体系的な位置づけ、内容を整理しておく必要があります。

(6) 復興事業に必要な用地の事前検討

被災後は、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等、公的用地の確保が必要になり、候補地抽出や用地の確保、調整に時間を要すると復興まちづくりに遅れが生じることから、平時から被害想定をもとに、候補地抽出や必要な調査等を行っておく必要があります。

(7) 市街地特性と被害想定をもとにした復興まちづくりの事前検討

過去の大規模災害時の復興まちづくりでは、移転に伴う新たな都市構造・土地利用の検討が必要になり、多大な時間と人手を要したことから、平時からまちの将来都市像検討に併せて、市街地特性と被害想定を基に復興まちづくりについても検討しておく必要があります。

1.1.3 事前復興計画の対象ハザード（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）

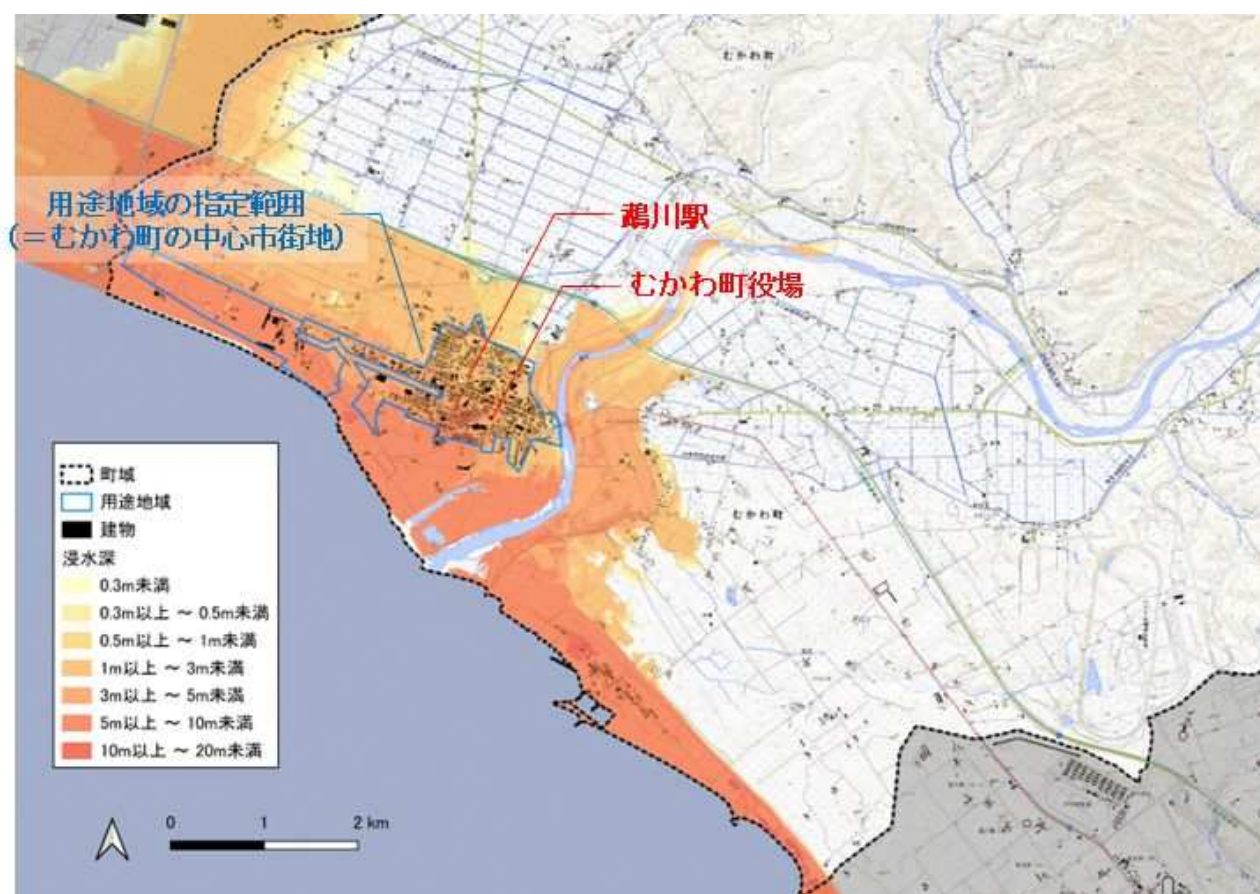
国は、令和3年12月21日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関し、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定を公表しました。

これを受け北海道では、浸水区域内における時間帯別の人口動態や建物所在地の状況など、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定を公表、12月26日には被害想定項目の追加を行いました。

国・道から公表された地震や津波の規模では、むかわ町では最大で震度5強が想定されており、最大津波高は12m、平均津波高は11m、津波到達時間は40分と想定されており、鵒川地区の中心市街地全体が浸水想定区域内に位置しています。

表 1-2 想定する地震や津波の規模

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	
地震規模	震度5強（千島海溝モデル）
最大津波高	12m（日本海溝モデル） 到達時間40分
平均津波高	11m（日本海溝モデル）



出典：北海道 HP 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定公表について

図 1-3 むかわ町津波浸水想定図

1.1.4 事前復興計画の必要性

過去の大規模災害の課題・教訓（「1.1.2 復興まちづくりにおける課題・教訓」参照）を踏まえ、被災後早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、事前復興計画の策定に取り組む必要があります、その効果として以下が挙げられます。

(1) 被災後の職員の負担軽減

被災後は、応急措置、救援活動、罹災証明書の発行、被災者情報の収集・整理等の応急復旧対応のみならず、その後の復興計画の策定から事業完了に至るまで、平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生します。

平時から基礎データの整理、分析、復興体制、復興手順の事前検討等、準備できることに取り組むことで、被災後の職員の負担を軽減することができます。

(2) 復興まちづくりに対応可能な人材育成

平時から職員を対象とした復興まちづくりイメージトレーニングや、復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施することで、職員の復興まちづくりに関する知識や住民対応等の能力を向上することができます。

また、住民も含めた様々な訓練の実施は、職員のみでなく、住民の復興まちづくりや事前防災に対する意識啓発に有効です。

(3) 復興体制等の整備による復興までの時間短縮

平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組み項目、手順・手続き（実施時期）を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と並行して復興まちづくりに着手することができます。

また、基礎データを事前に整理、分析しておくことで、被災後直ちに復興計画の検討を進めることができます。

(4) より良い復興の実現

大規模災害は、人口減少、若者の流出、高齢化、産業の衰退等、平時の社会課題を一層顕在化させます。

平時から基礎データと被害想定を基に被災後の復興まちづくりの課題を分析し、災害に強いまちにする等の復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、速やかに目標や復興まちづくりの方針を決定することができます。

これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興まちづくりを円滑に進めることができ、「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を実現することができます。

1.2 事前復興計画の目的と役割

1.2.1 事前復興計画の目的

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生後の復興まちづくりの姿を見据え、被災前から事前に復興計画を策定し、事業を推進することで被害の軽減を図るとともに、被災後には事前復興計画に基づいた復興まちづくりを速やかに実施することを目的としています。

- ① まちづくり関連計画（まちづくり計画、都市計画マスタープラン、強靱化計画等）と相互に見直すことにより、被災後も住民が住み続けたいまちの実現につながる計画とします。
- ② 災害時行動計画（地域防災計画、災害時受援計画等）と相互に見直すことにより、計画間のギャップを洗い出し速やかな復興の実現につながる計画とします。
- ③ 復興まちづくりのイメージ（理念、基本方針等）を計画に盛り込むことで、速やかな生活再建と創造的復興を果たす姿を明確化します。
- ④ 発災直後から復興計画策定までの間の課題と対応方針を計画に盛り込むことで、住民、事業者、行政など多様な主体の果たすべき行動を明確化します。
- ⑤ 被害の軽減、速やかな生活再建と創造的復興に資する平時の取組みを計画に盛り込むことで、被災前に準備できる取組みや施策を明確化します。

1.2.2 事前復興計画の構成と位置付け、役割

事前復興計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型巨大地震が発生した場合に、速やかな生活再建と創造的復興を果たす姿をイメージする「**復興まちづくり計画**」と、日常のまちづくりの中で事前に取り組むことにより被害の軽減に資する「**事前復興準備計画**」により構成します。

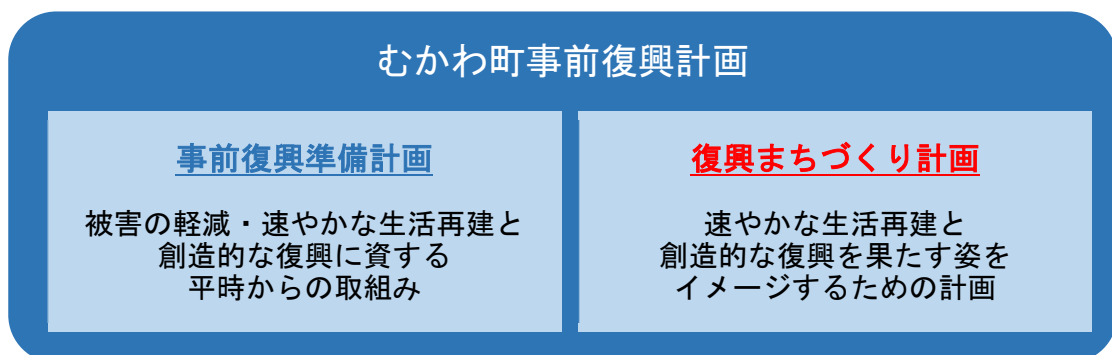


図 1-4 本計画の構成図

表 1-3 むかわ町事前復興計画の構成（案）

1. はじめに	・ 事前復興計画策定の背景、目的と役割、対象区域
2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定	・ 設定条件 ・ 被害想定
3. 復興まちづくりに向けた課題	・ 平時と被災後の課題整理
4. 復興まちづくりの目標・方針	(1) 復興基本方針 (2) 計画期間
5. 復興まちづくりの基本方針	(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます (2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます (3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます (4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します (5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます
6. 復興まちづくりイメージの検討	(1) 安全安心確保の方針 (2) メリット・デメリットの整理 (3) むかわ町における安全安心確保の方針 (4) むかわ町における復興まちづくりイメージ (5) 復興まちづくりイメージ図
7. 事前復興準備計画	(1) 復興体制の検討 (2) 復興まちづくりの進め方 (3) その他事前に対策を行うこと

「事前復興準備計画」では発災前の取組みを明確化することで、減災や被災後の復興まちづくり計画の円滑化を図ります。

「復興まちづくり計画」では、発災直後から応急対応期までの取組みの具体化を図ることで地域防災計画を補完するとともに、復興始動期から復興・創生期における取組みを明確化します。

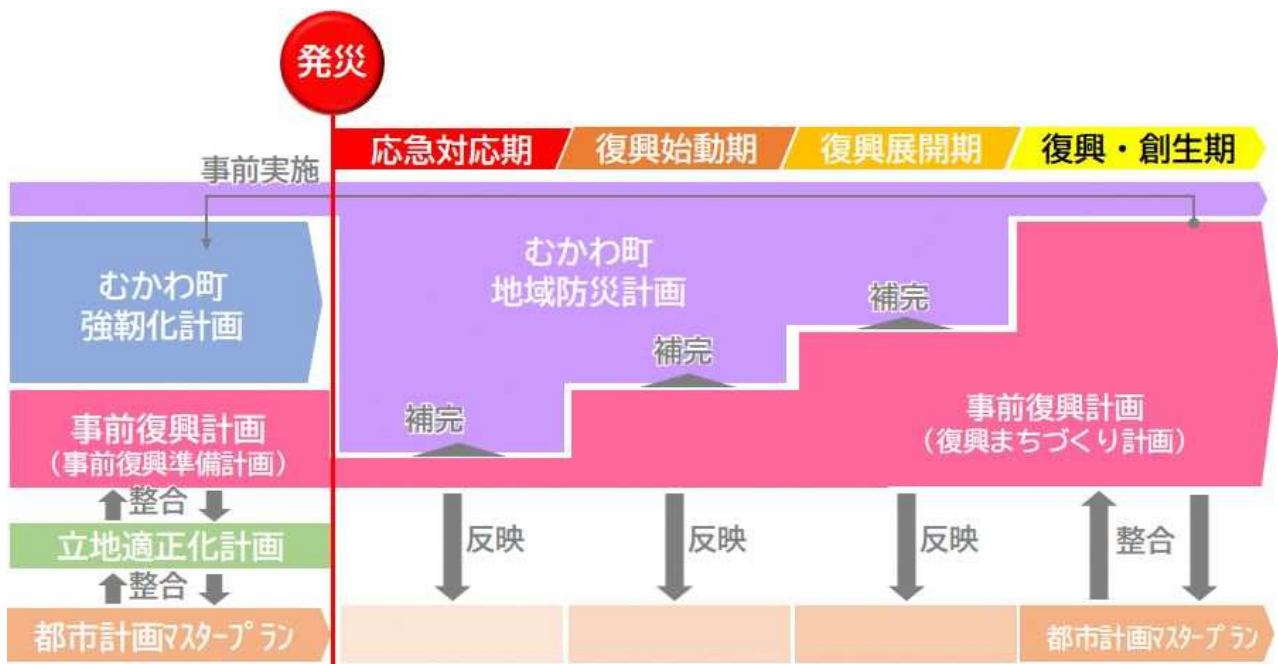


図 1-5 本計画の位置づけ

また、事前復興計画は将来のまちづくりを先取りした計画でもあり、今後のまちづくりの指針として「まちづくり計画」「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」などと相互に見直し続けることで、事前復興計画に示す将来都市像とこれらの計画間のギャップを洗い出し、日常のまちづくりの延長線上に「災害に強いまちづくり」を置くことが可能となります。

事前復興計画は、むかわ町で策定している全ての計画に横串をさし、互いに不断の見直しを続けるための計画と位置付けます。

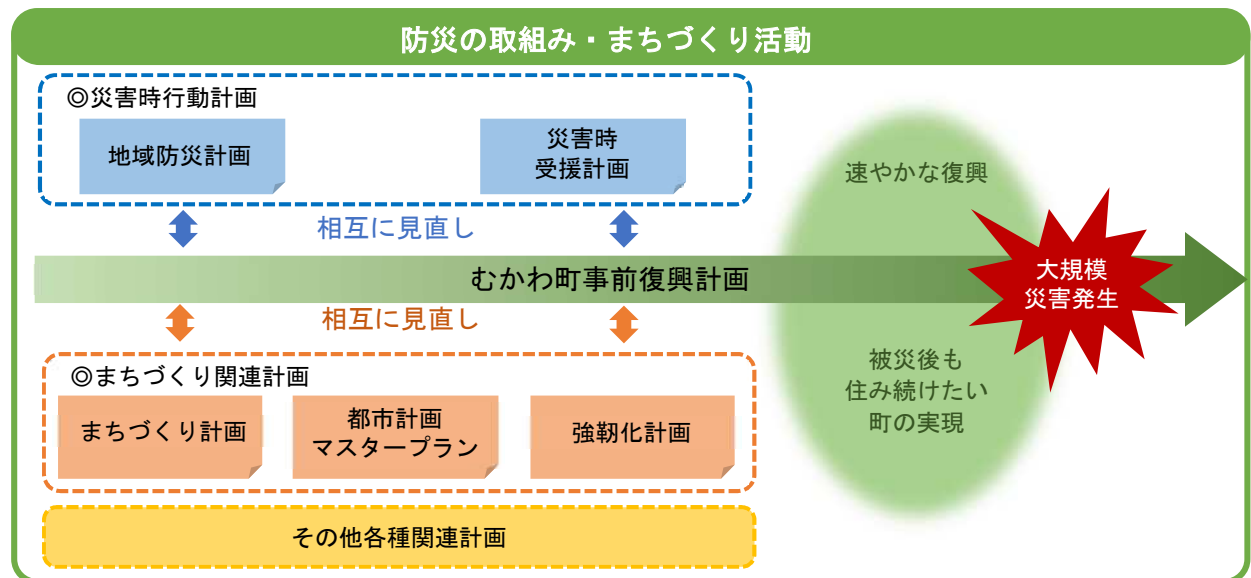


図 1-6 本計画の役割

既存の上位・関連計画と連携しながら、事前復興計画で明らかになった分野別の課題については、新たに計画立案を行ったり、既存計画の見直しやより具体的な内容を盛り込んだりするなどの対応が必要になります。

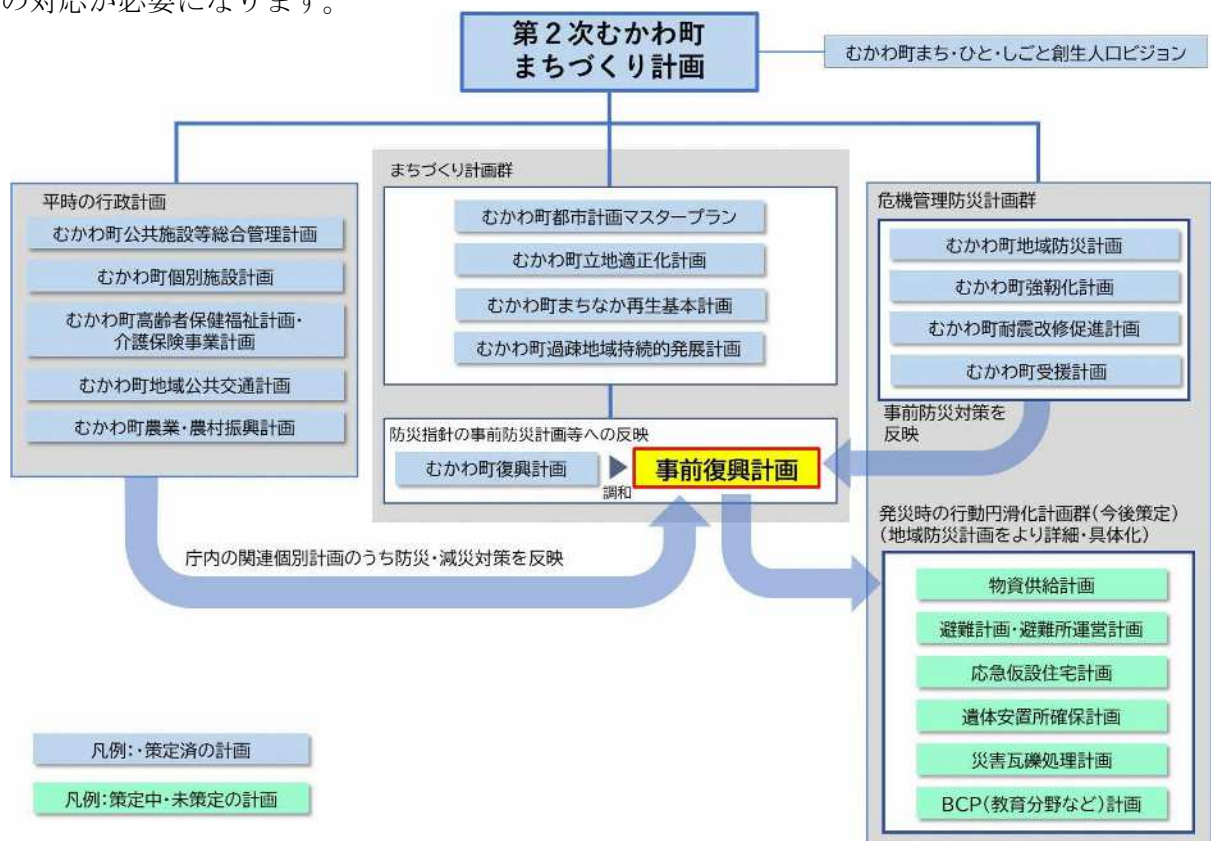


図 1-7 上位関連計画との関係図

1.3 事前復興計画の対象区域

対象区域はむかわ町全域とし、沿岸部の鵜川地区と内陸部の穂別地区が連携した事前復興計画を策定します。



図 1-8 本計画における対象区域

2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定

2.1 設定条件

国は、令和3年12月21日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関し、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定を公表しました。

これを受け北海道では、浸水区域内における時間帯別の人口動態や建物所在地の状況など、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定を公表、12月26日には被害想定項目の追加を行いました。

表2-1から表2-5は、むかわ町における被害想定です。

表 2-1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定

想定する地震動	5弱（日本海溝モデル） 5強（千島海溝モデル）
最大津波高	12m（日本海溝モデル） 7m（千島海溝モデル）
津波到達時間	35分（津波高+1m）（日本海溝モデル） 63分（津波高+1m）（千島海溝モデル）
浸水面積	17.3k m ² （浸水深1cm以上）（日本海溝モデル） 7.2k m ² （浸水深1cm以上）（千島海溝モデル）

表 2-2 建物被害（最大：冬・深夜）

揺れ	5棟未満
液状化	70棟
津波	1,100棟
急傾斜地崩壊・地震火災	5棟未満
流水による増加	5棟未満
津波火災	5棟未満
屋外落下物	5棟未満

表 2-3 人的被害（最大：冬・深夜）

死者数	建物倒壊	5人未満
	津波	1,600人（早期避難率高+呼びかけ） 2,300人（早期避難率低）
	急傾斜地崩壊・地震火災	5人未満
負傷者		5人未満（早期避難率高+呼びかけ） 40人（早期避難率低）
要救助者数	揺れ	5人未満
	津波	90人
	低体温症 要対処者数	1,100人（冬・夕）

表 2-4 避難者数

津波による避難者	1,700人
避難者総数	3,800人（直後） 3,200人（2日後）
避難所避難者	2,600人（直後） 2,100人（2日後）
要配慮者	550人 うち190人：65歳以上の高齢単身者

表 2-5 インフラ（道路被害、上下水道利用困難人数、上下水道復旧予測日数、停電軒数）

道路	津波浸水域内：30 箇所 津波浸水域外：20 箇所
橋梁	津波浸水域内：5 箇所未満 津波浸水域外：5 箇所未満
上水道断水人口	1,800 人（直後） 960 人（2 日後）
下水道支障人口	3,600 人（直後） 下水道復旧予測日数：1 週間程度
停電軒数（冬：夕）	1,800 軒（直後） 1,800 軒（一週間後）

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道）



図 2-1 津波浸水想定区域図



図 2-2 JR 鵜川駅前における津波襲来イメージ (CG)



図 2-3 津波襲来後の市街地イメージ (CG)

※これらのイメージ図は想定地震による津波の高さや津波により発生する瓦礫を再現したものであり、実際の被害とは異なる場合があります。

※浸水深が 3m 以上の範囲では木造建物は倒壊・流失するものと仮定していますが、浸水深 2m 以上の範囲でも多くの建物被害が予想されます。

2.2 被害想定

(1) 人的被害想定

地震・津波による死者数は、冬季で避難率が低かった場合、最大で2,300人と想定されています。

表 2-6 想定する被害想定（冬・深夜）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震		人口に占める割合
人的被害	死者 2,300 人（津波）	30.3%
	避難者数 1,700 人（冬・夕）	22.4%

※むかわ町人口 7,602 人（令和 4 年 7 月時点の住民基本台帳）

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（R4.7）

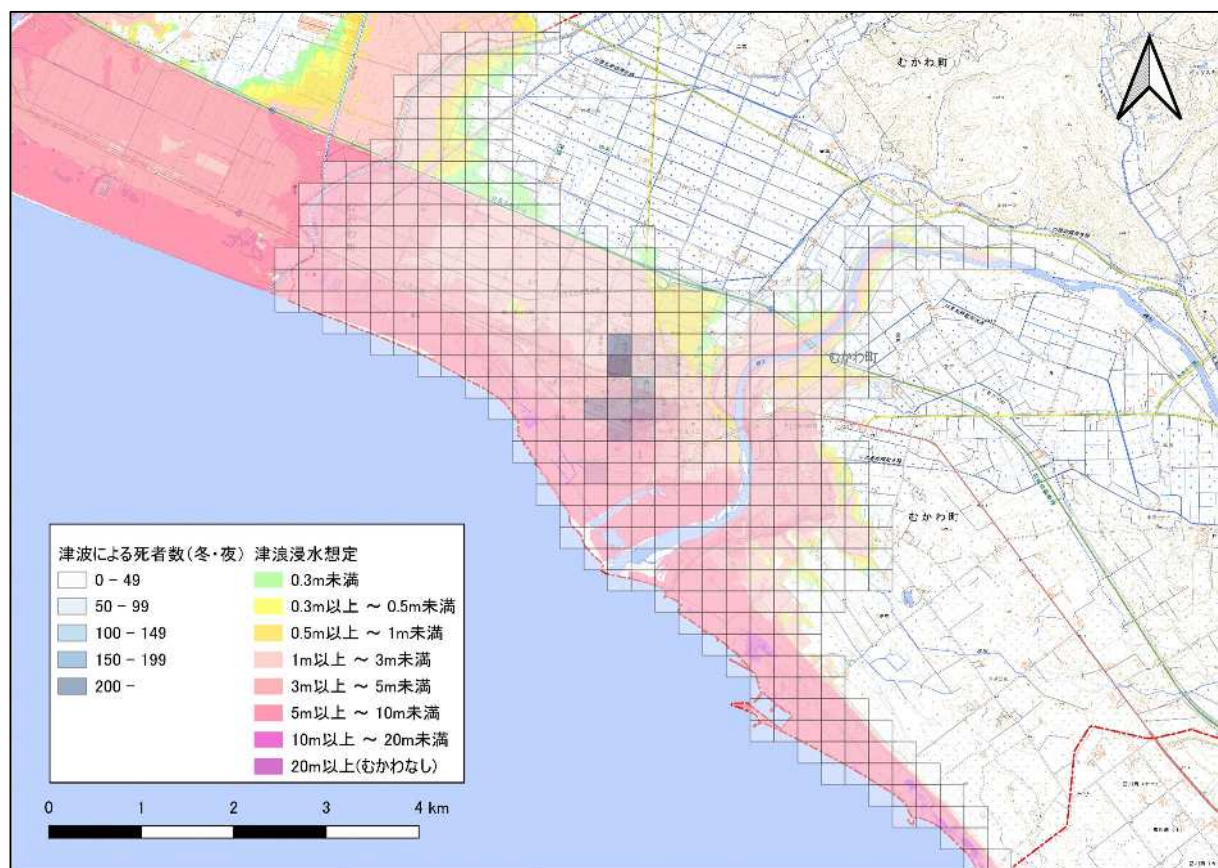


図 2-4 人的被害分布図

転居者が北海道胆振東部地震と同等（約 300 人）とすると、死者と合わせ約 2,600 人もの人口減少が生じます。

これは、むかわ町の令和 6 年 10 月末現在の人口 7,288 人の約 35.7%にもなります。

(2) 家屋等の被害想定

建物被害は、全壊 1,200 棟（うち津波被害 1,100 棟）と想定されています。

表 2-7 想定する被害想定（冬・深夜）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	
建物被害	全壊 1,200 棟 (うち津波被害 1,100 棟)

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（R4.7）

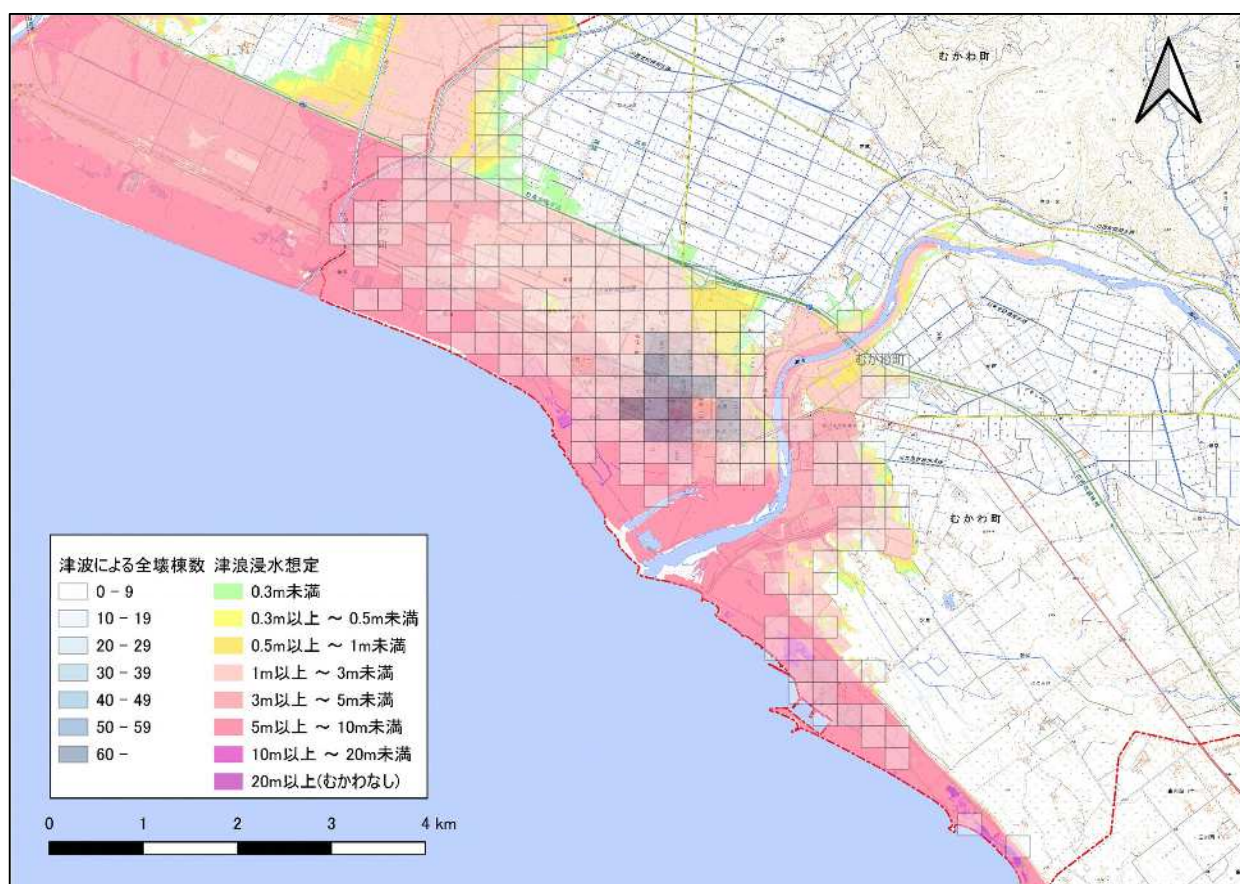


図 2-5 建物被害分布図

(3) インフラの被害想定

道路被害は、津波浸水域内で 30 箇所、津波浸水域外で 20 箇所の合計 50 箇所と想定されています。

橋梁被害は、交通に支障が出るレベルの被害は想定されておりません。

発災直後の上水道断水人口は 1,800 人、下水道支障人口は 3,600 人と想定されています。

3. 復興まちづくりに向けた課題

本章では、被災を想定したまちの課題を、平時と被災後に分けて整理します。

平時と被災後に顕著化するまちの課題を大きく分類すると以下のように整理されます。

表 3-1 まちの課題の分類

分類	平時の課題のまとめ	被災後の課題のまとめ	復興まちづくりに向けた課題
被災者対応	- 被災者支援体制、被災者支援策の事前構築 - 復興イメージの事前共有、準備	- 災害弱者、来訪被災者への対応 - 心身の健康づくり - 応急仮設住宅、災害公営住宅への速やかな入居	被災者の生活再建
住環境	- 子ども、子育て、教育環境の充実 - 医療、福祉、介護の充実 - 人口減少、高齢化への対応 - 生涯学習の充実 - 公共インフラの適正管理	- 医療、福祉、介護の継続 - 日常生活に必要な機能（商業施設、飲食等）回復 - 子ども、子育て、教育環境の継続 - 公共インフラの再開	安心して暮らせるまちづくり
産業	- 担い手の確保 - 産業基盤の整備 - 資源の保護、補完 - 復興ビジョンの事前策定	- なりわいの再開（仮設含む） - 被災事業者への支援 - 産業基盤の復旧	なりわいの再興
にぎわい・活気	- 地域コミュニティの維持 - 関係人口、交流人口の拡大	- 地域コミュニティの再生 - 公共コミュニティ施設の再開 - 新たなまちなかの再生 - 新たな交流、起業等チャレンジへの支援	にぎわい・交流のあるまちづくり
災害対応	- 生命と財産を守る取組推進（被災前の備え、避難準備、長期避難生活への備え） - 災害、復興対応体制構築 - 津波避難対策事業の実施 - 自助、共助体制の充実	災害への備え（積雪寒冷期含む）	災害に強いまちづくり

(1) 平時の課題の洗い出し方法

大規模災害が発生すると、人口減少など平時から存在する社会課題がより顕著化・加速化することから、平時からのまちづくりを点検し、課題を抽出するため、第2次むかわ町まちづくり計画の各政策項目・施策項目ごとに課題を抽出するとともに、さらに災害に備える必要がある項目を追加しました。

(2) 被災後の課題の洗い出し方法

災禍を受けたまちとして、その経験から事前復興に取り組むにあたり、現在進行中のむかわ町復興計画（現在は第2次むかわ町まちづくり計画に包含）を基に課題を抽出し、さらにより大規模な災害に備える必要がある項目を追加しました。

4. 復興まちづくりの目標・方針

4.1 復興基本方針

上位関連計画や、人口減少等の地域課題を踏まえて、復興まちづくりの目標やその目標の実現に向けた基本的な考え方を以下に示します。

4.1.1 復興の基本姿勢

復興の基本姿勢を以下に示します。

鵜川の流れるように、とめどなく

まちを貫流する清流鵜川は、森からの栄養を海へと運ぶことで農作物やししゃも、ほっき貝などの沿岸資源を育んできました。また、林業輸送の手段として木材流送が行われるなど、私たちむかわ町民にとって生活や文化、なりわいの中心でもあり、これからもその流れがとまることはありません。

私たちは、鵜川の流れるように、どのような困難に遭っても復興まちづくりの歩みをとめてはいけないという決意を持ち、大規模災害からの復旧・復興を進めます。

4.1.2 復興に向けた基本理念

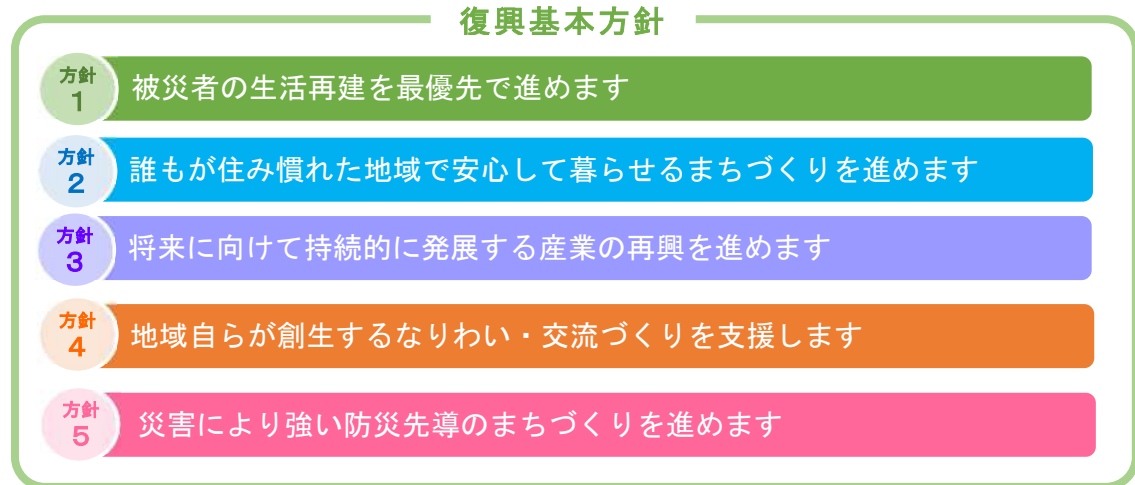
復興へ向けては、これまで進めてきたまちづくりを取り戻すとともに、未来へつながるまちづくりへの歩みを止めず、防災先導のまちづくりをさらに進めることで、創造的な復興・創生を目指すため、次の基本方針を軸に復興まちづくりを進めます。

復興に向けた基本理念

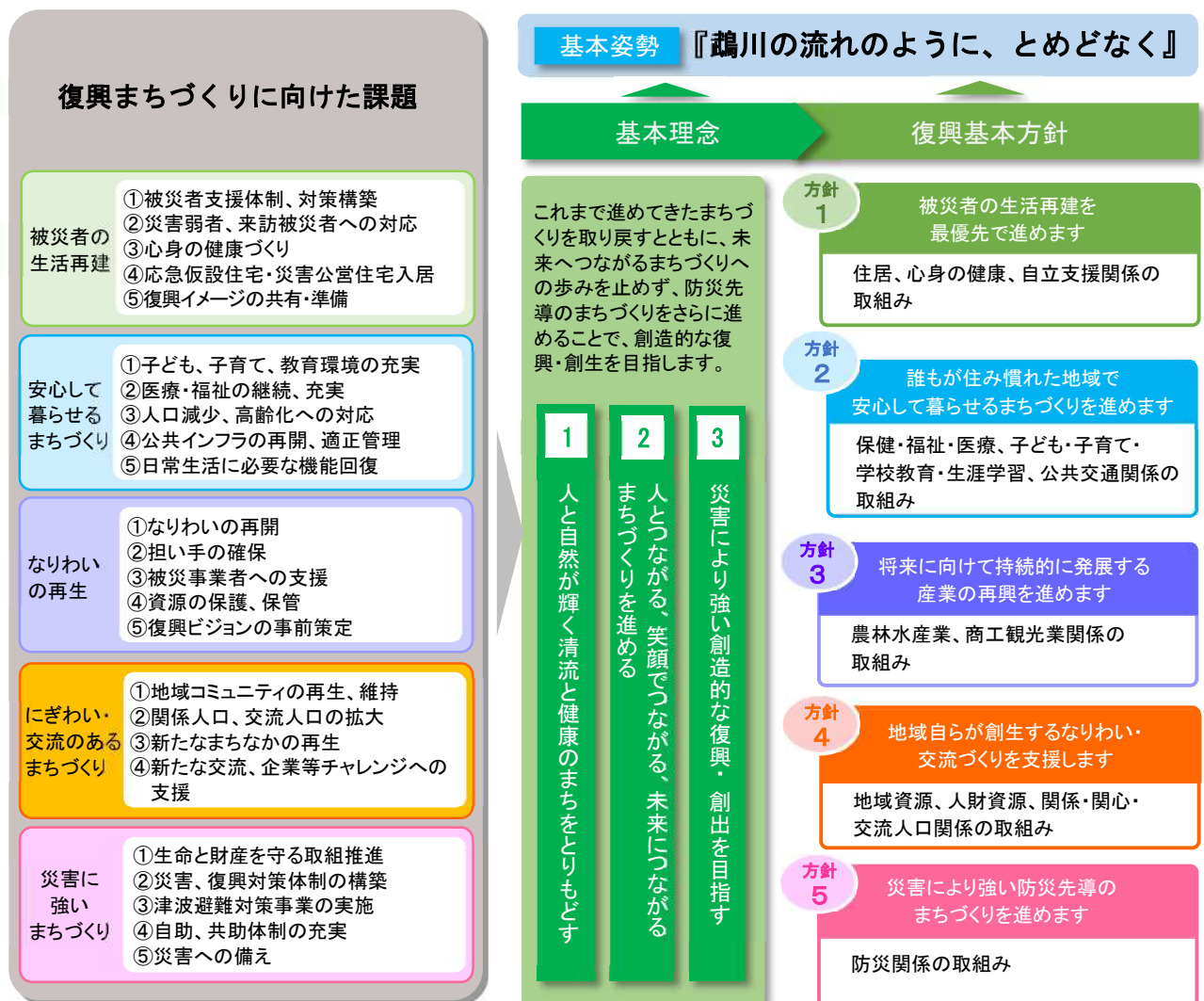
- 1 人と自然が輝く清流と健康のまちをとりもどす
- 2 人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまちづくりを進める
- 3 災害により強い創造的な復興・創生を目指す

4.1.3 復興に向けた基本方針

復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と整合するよう、以下のような復興に向けた基本方針を設定しました。



復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と復興に向けた基本方針の関係性は次のようになります。



4.2 計画期間

事前復興計画には、「事前復興準備計画」と「復興まちづくり計画」が含まれています。

「事前復興準備計画」は、災害が起こる前の取組みとなるため、令和7年度から取り組む内容となっており、その期間を5年間で設定します。事前復興準備計画の内容については、上位・関連計画と互いに連携しつつ、事業実施状況や社会動向等を踏まえ、適宜、計画の見直し・更新を行います。

「復興まちづくり計画」は、発災後の取組みとなるため、復興に必要と想定される計画期間目標を10年間で設定します。

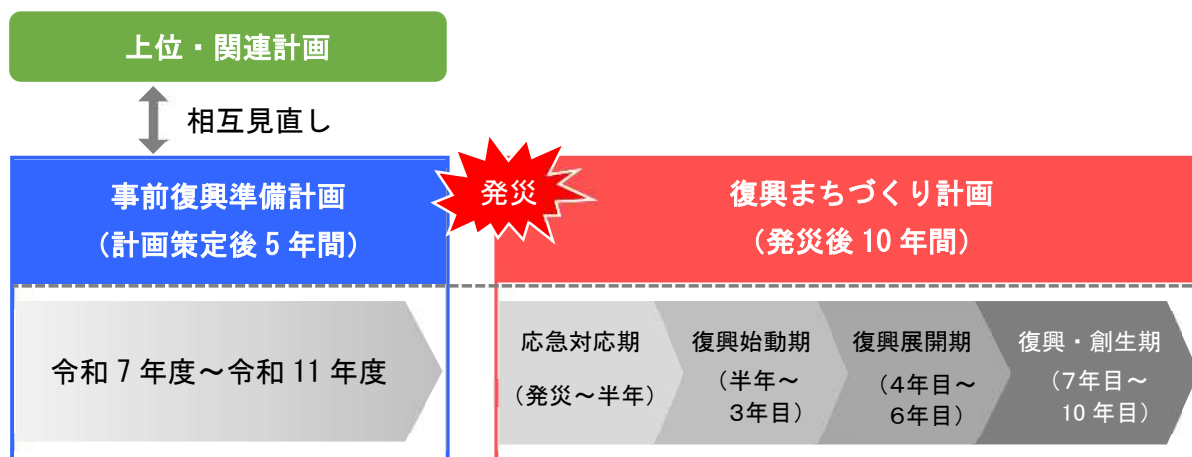


図 4-2 計画期間イメージ図

5. 復興まちづくりの基本方針

5.1 被災者の生活再建を最優先で進めます

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻すためには、被災前からの地域コミュニティを維持した居住空間形成を計画することが重要となります。

本計画の復興基本方針では、被災者の生活再建のため、以下に取組みます。

5.1.1 被災者の生活再建

(1) 応急仮設住宅等の速やかな供給

被災者の意向確認を行い、応急仮設住宅の速やかな供給に努めます。

供給にあたっては、積雪寒冷に対応した住宅の建設要望を行うとともに、地域コミュニティにも配慮が可能な団地等の形成に努めます。

また、一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結した応急仮設住宅の建設に関する協定に基づく応急仮設住宅の建設のほか、空き町営住宅等を活用した賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供給にも努めます。

本計画で推計した応急仮設住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 5-1 応急仮設住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
370 戸	37,000 m ² (3.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

(2) 罹災証明書等の速やかな交付

罹災証明書、被災証明書の速やかな交付に努めます。

申請の受付、現地確認にあたっては、対口支援や短・中期派遣などによる災害派遣職員の受入を行い、申請受付から証明書交付までの期間圧縮に努めます。

(3) 被災家屋の解体撤去・応急修理

町が行う災害廃棄物処理事業の一環として、所有者の承諾を得た公費解体の実施に努めます。また、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理など、被災状況に合わせた支援について施策化に努めます。

(4) 災害義援金・弔慰金・見舞金の支給や各種支援金・資金情報等の提供

災害義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害援護資金、災害復興住宅融資、生活福祉資金、就労や子どもの修学に必要な資金などの速やかな支給・情報提供に努めます。

また、公共料金、税や保険料、保育料などの免除や減免、法律相談、事業主向けの各種貸付や相談窓口などの情報についても速やかな提供に努めます。

(5) 公営住宅等の供給等

住宅の損壊により住み続けることが困難となり、応急仮設住宅などで仮住まいをしている町民に対し、自力再建をサポートするとともに、自力再建が困難な町民に対しては、災害公営住宅を必要量供給します。

災害公営住宅の供給については、町民の意向変化に追従できるよう、需要調整とニーズ調査を繰り返しながら、町民個々の将来設計に応じることができるよう、集合・平屋タイプ双方の供給を計画します。

また、公営住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地の検討を行います。

本計画で推計した災害公営住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 5-2 災害公営住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
110 戸	36,300 m ² (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

(6) 被災者の心身の健康管理の強化

町民が元気に暮らし、活力あるまちづくりを進めるためにも健康維持・増進を図ることは重要であり、災害の影響による心身のケア活動をはじめとして健康づくりの取組みを進めます。あわせて、子育て環境や学習環境の充実に努めます。

(7) 被災地での建築制限等

地震や津波により市街地に大きな損害が発生した区域では、復興に向けた市街地整備を進めるために必要な場合、避難指示区域の指定や被災市街地における建築制限（建築基準法第 84 条）もしくは災害危険区域制度（建築基準法 第 39 条）を設定し、居住の安全性確保、復興事業の推進を図ります。

(8) 自力再建住宅建設サポート

被災者に大きな負担を強いることになる住宅再建は、被災者個々の将来設計と住宅再建能力に応じた住宅供給が行えるよう、住宅再建窓口を設置し、専門家との相談機会を確保します。

また、自力再建を希望する被災者に対しては、市街地の復興状況を常時把握できるよう情報提供を行い、生活設計に支障をきたさないよう留意します。

5.1.2 被災者支援

(1) 災害ボランティアとの連携

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会と締結した災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定に基づき、「むかわ町災害ボランティアセンター」を設置し、被災者ニーズに寄り添ったボランティア活動を支援します。

(2) 被災者の心のケア

平成 30 年北海道胆振東部地震後に組織された「むかわ町復興支援ネットワーク」の活動により明らかになった身体精神状況や生活の困りごとを支援につなげる心のケアに務めます。

また、町の各種健診事業、学校、子育て支援施設、役場窓口のへの来庁など、各所において被災者へのカウンセリングや声かけを行うとともに、支援体制の構築に努めます。

(3) 支援者支援

被災者の支援にあたる支援者もまた被災者です。支援者支援の体制構築に務め、速やかな復興につなげます。

5.2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

被災後の保健・医療・福祉、子ども・子育て環境、学校教育・生涯学習、公共交通等公共インフラの維持・充実、被災後もむかわ町で安心して暮らしていくために重要となります。

本計画の復興基本方針では、日常生活や子育て・教育の再生と発展のため、以下に取組みます。

(1) 保健・医療・福祉の維持・充実

① 保健

被災後の各種健診・検診体制、保健指導、疾病の発症・重症化予防など保健事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、災害を起因とした自殺対策についても取組みます。

② 医療

被災後の医療の継続について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される鶴川厚生病院の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

③ 福祉

被災後の福祉サービス、障がい福祉サービス・相談支援体制、介護サービス、地域包括ケアシステムなど福祉・介護事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。

(2) 子ども・子育て環境の維持・充実

被災後の子どもの教育・保育環境、子どもと子育て家庭の支援体制、仕事と子育ての両立支援、地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくりなど、子ども・子育て事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、災害を起因とした子どもの貧困対策についても取組みます。

(3) 学校教育・生涯学習の維持・充実

被災後の学校教育・生涯学習事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

(4) 公共交通等公共インフラの維持・充実

被災後の上下水道、公共交通など公共インフラの維持について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策について取りまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込むとともに、復興ビジョン・復興手順を示します。また、電気・ガス・電話などの情報通信についてもサービス事業者とともに調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめます。

5.3 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

被災後のなりわい・経済の再生と発展は、生活の安定、雇用の創出、地域活性化、コミュニティの維持につながるため、単なる復旧にとどまらず、より強靱で持続可能な社会を築くために重要となります。

本計画の復興基本方針では、産業の再興のため、以下に取り組めます。

(1) 農業の振興

被災後の農業・農村振興について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される農業協同組合の基幹施設、農地等の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

(2) 林業の振興

被災前からの課題であった治山施設の設置や森林の造成、林道等の整備、森林資源の循環利用、担い手の育成・確保に取り組めます。

(3) 水産業の振興

被災後の漁業振興事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される漁港施設、漁業協同組合の施設、漁業者集落の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

(4) 商工業・観光の振興

被災後の商工業・観光振興事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される四季の館などの商工観光施設の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示すとともに、被災後の被災者の生活必需品の買い物、コミュニティ形成に必要となる商業の復旧に向け、仮設店舗や仮設事務所として使用可能な用地・建物の計画、確保、運営継続の支援策について調査・研究します。

(5) 産業全体の連携強化

経済の多様化や競争の激化、新技術の台頭、資源の有効活用といった面から、地域産業間での連携が必要となることから、産業団体間の連携強化に取り組めます。

また、防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等の作成促進に向けた平時からの情報把握と連携について検討します。

5.4 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

被災したまちのインフラを再興しても、引き続きむかわ町で住み続ける町民自らによるなりわいづくりや交流の推進が復興には不可欠です。

本計画の復興基本方針では、地域自らが創生するなりわいや交流のため、以下に取り組めます。

(1) 新たななりわいづくりへの支援

平成 30 年北海道胆振東部地震後、むかわ町まちなか再生基本計画に基づく取組みのほか、空き店舗等における新規起業、異業種参入などがまちの活力となってきたことを踏まえ、被災後の復興まちづくりにおける新たななりわいづくり支援について調査・研究します。

(2) 町民等による交流の推進

平成 30 年北海道胆振東部地震後、町民等による様々なイベントや交流が企画・運営され、まちの活力となってきたことを踏まえ、発災後の町民交流、関係・交流人口の拡大につながる取組み支援について調査・研究します。

5.5 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます

災害による被害を最小限に抑え、町民の生命を守り、迅速に復旧・復興を遂げ元の生活を取り戻し、持続可能なまちとするためには、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

本計画の復興基本方針では、災害により強い防災先導のまちづくりのため、以下に取組みます。

(1) 防災・減災力の向上

各種ハザードマップの活用促進、自主防災組織の活動支援、北海道地域防災マスター等防災に関する有資格者や認定者との連携により、町民の自助防災・減災力を高めるとともに、避難行動要支援者の避難対策を推進し、大規模災害時の人的被害軽減に努めます。

(2) 津波避難対策の実施

平坦な地形が広がり、津波の際に駆け上がったり垂直避難できる地点が少ない地形である鵜川地区については、避難路の整備、路肩拡張による避難車両の停車場所確保、浸水区域外所在企業等との協定による避難車両の受入、日高自動車道の活用などあらゆる浸水区域外への避難対策の推進に努めます。やむを得ず浸水区域内の津波避難場所へ避難する場合における屋上柵の設置にも努めるとともに、必要に応じた津波避難場所の新規整備に努めます。

また、積雪寒冷に配慮した避難対策に努めるとともに、トイレ問題、避難所における治安維持に努め、災害関連死を防ぎます。

(3) 津波防災対策

数百年から千年に一度程度の頻度で発生するレベル2津波（L2 津波）を防御又は軽減するため、国道235号の嵩上げ、一級河川鵜川や二級河川入鹿別川の堤防新設・嵩上げ、まちの森の新規造成についても調査・研究し、必要に応じて施策化します。

(4) 被災後の土地の嵩上げ・居住地域の新規造成

L2 津波からの被害軽減のため、浸水深に応じた地面の嵩上げについて調査・研究し、必要に応じて施策化します。

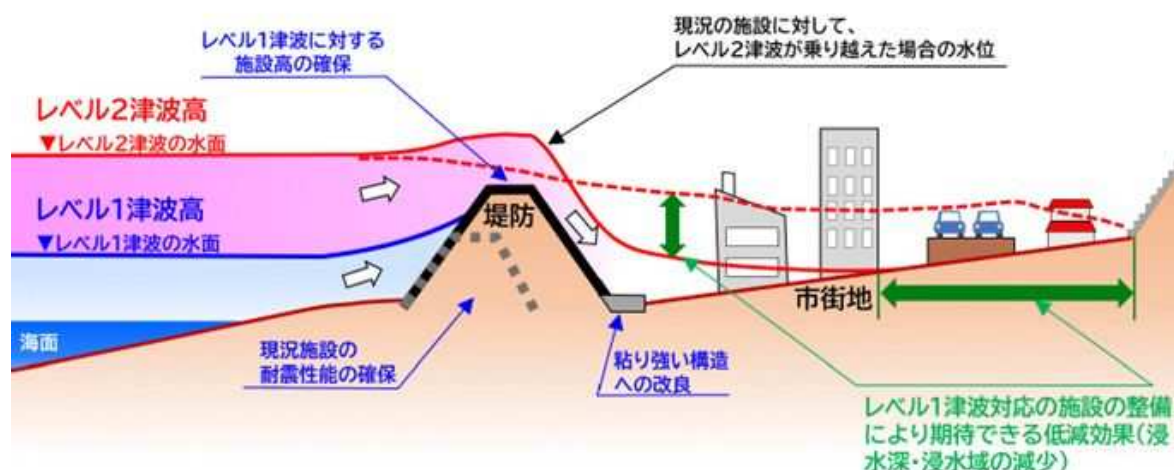
あわせて、浸水区域で再び生活するのに不安な町民向けに、浸水区域外への新たな居住区域造成についても調査・研究し、必要に応じて施策化します。

6. 復興まちづくりイメージの検討

6.1 安全安心確保の方針

被災後、早期かつ的確に復興まちづくりを進めるには、被災後に復興まちづくりの検討をはじめめるのではなく、自らのまちの地域特性、被害想定を確認して、これまでの災害からの課題・教訓を踏まえ、復興まちづくりの具体的な手法や復興まちづくりのイメージを事前に検討しておく必要があります。

国では、東日本大震災を受けて、津波防災に対する考え方を整理しています。



- ・ 東日本大震災を受けて、国の中央防災会議では、数十年から百数十年に一度程度の頻度発生する津波をレベル1津波とし、国民の生命・財産を確実に守るためのハード整備を進めるとしています。
- ・ 東日本大震災のように、数百年から千年に一度程度の頻度で発生する津波はレベル2津波とし、国民の生命が守られるよう、多重防御やソフトを充実させていくこととしています。

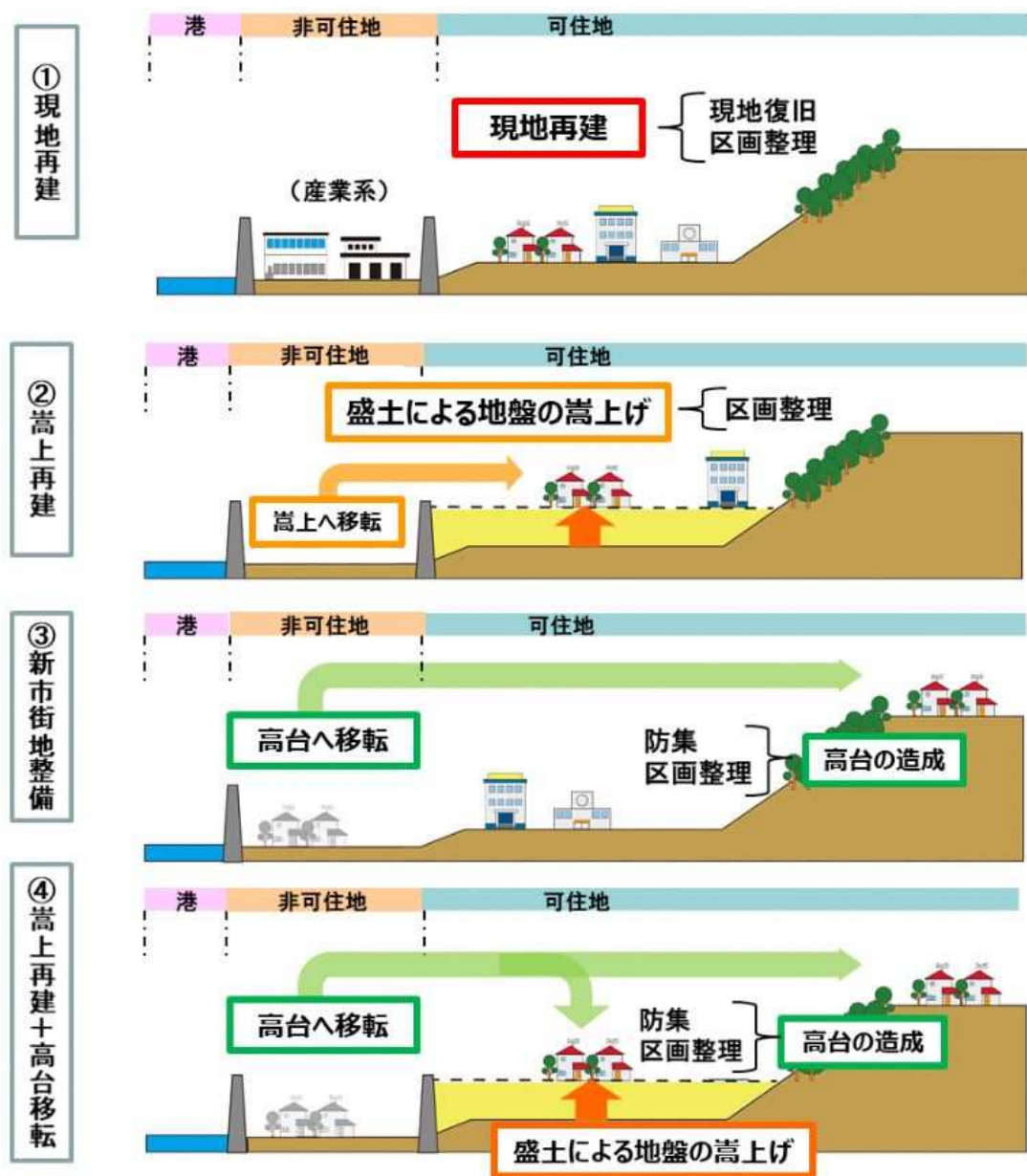
図 6-1 津波防災に対する国の考え方

東日本大震災の際は、住宅はレベル2津波に対応可能な高さに設ける自治体もありました。

表 6-1 津波防災に対する考え方

考え方	安全水準	まちづくりイメージ
L1 津波に対して、現状の土地利用で防災、減災力を高めていく。 L1 津波高さ T.P3.7m（南三陸北部地震）	L1 津波に対して物理的に人命・財産を守る。 L2 津波に対して、物理的＋避難行動などのソフト対策で人命を守る。	・ むかわ町復興計画と整合 ・ 今後のまちづくり（立地適正化計画等）と整合 ・ L2 津波浸水を許容
L2 津波を想定し、高台移転、内陸移転、多重防御など現状の土地利用を変化させながら、防災、減災力を高めていく。 L2 津波高さ T.P11.3m（国公表の日本海溝モデル）	L2 津波に対して物理的に人命・財産を守る。	・ 現地再建（築堤） ・ 嵩上再建 ・ 新市街地整備（内陸移転） ・ 嵩上げ＋高台移転 ・ 多重防御（L2 津波防御）

数百年から数千年に一度程度の頻度で発生するレベル 2 津波を防御するまちづくりの考え方として以下のパターンが示されています。



出典：津波被害からの復興まちづくりガイダンス（改訂版）について（2022年3月11日）

図 6-2 復興パターンイメージ

6.2 メリット・デメリットの整理

6.2.1 L2 津波対応の復興まちづくり（L2 津波から物理的に人命・財産を守るまちづくり）

(1) メリット

安全・安心	- 生活圏まで L2 津波が到達せず安心感の醸成に寄与する。 - L2 津波対応しておくことで生活やなりわいが断絶することなく継続できる。
将来の津波リスク	L1 津波対応の防災まちづくりを進めても、L2 津波で大きく被災するのであれば、はじめから L2 津波対応の防災まちづくりを進めた方がよい。
町職員の負担軽減	被災後の復旧・復興に係る町職員の負担を軽減できる。
新しいまちづくり	老朽化している公共施設の最適化、点在する現施設の集約化のほか、交通便利性向上など現状課題解決型の新たなまちづくりが可能となる。

(2) デメリット

町民への負担	- 現在の居住地からの移転や建物の建て替えが必要となる。 - 復興に時間がかかり仮設住宅等での生活が長期に及ぶ。
町職員の負担	現行の諸計画・業務と L2 津波対応計画が乖離し、各種計画・業務の大幅な見直しが必要となり、膨大な復興事業への対応で町職員が疲弊する。
将来の津波リスク	- 想定以上の L2 津波が発生する可能性もあり 100%安全とは言えない。 - 想定以上の L2 津波発生もあり得ることを理解してもらう必要がある。
費用・整備期間	- 事業規模が大きくなり費用と時間が必要となる。 - 広域災害となることから国庫補助金等の交付率が十分でない可能性、資材・人件費の高騰、調達困難が起こる可能性がある。

6.2.2 L1 津波対応の防災まちづくり（L2 津波浸水を許容するまちづくり）

(1) メリット

安全・安心	- L2 津波の威力を軽減させることができれば人命を救うことができる。 - L2 津波対応の防災まちづくりが 100%安全とは言えない。
町民への負担	- 現地再建は愛着ある土地で生活でき既存コミュニティを維持できる。 - 一次産業従事者など住んでいる場所などから離れられない人もいる。
まちのアイデンティティ	現状の景観に最大限配慮することができる。
まちづくり計画との整合性	現行の町の諸計画やハード施設を大きく変更することなく活用できる。
まちづくり	- 段階的に L2 津波対応の防災まちづくりをする方法もある。 - 早期の復興が可能となる。
費用・整備期間	- L2 津波対応の防災まちづくりより費用と時間を軽減できる - L2 津波の発生時期や津波の規模が不透明であり十分な対策が難しい。

(2) デメリット

被害が大きい	- 多くの人命を失う可能性が高く、多くの財産も失う。 - 重要な生活インフラを喪失しまちの機能が停止する。 - L2 津波を許容すると町職員も死亡・被災し災害対応に影響が生じる。
町民への負担	- 早期の避難行動が必要で訓練などにより生命を守る必要がある。 - 心理的にまた被災するおそれのある場所に住みたくない。
まちのアイデンティティ	津波による大規模被災がある度にまちが一変してしまう。
将来の津波リスク	L2 津波を許容することによる被害を理解してもらう必要がある。
費用・整備期間	L1 津波を超える津波が発生する度に費用が生じ長期的に見ると L2 津波対応の防災まちづくりよりも費用が必要になる可能性もある。

6.3 むかわ町における安全安心確保の方針

国の中央防災会議は、津波対策については L1 津波と L2 津波に分類し、L1 津波は防潮堤等の施設により国民の生命・財産を守り、L2 津波は避難を中心とした対策により国民の生命を守ると打ち出しました。

一方、東日本大震災の被災地では、L2 津波に対し生命・財産が守られる復興まちづくりが進められ、大きな矛盾を内包しました。

むかわ町は海から近い津波浸水区域に市街地が広がっており、東日本大震災の被災地で行われたような復興まちづくりが進められると、復興に時間がかかり、町民が町から離れてしまう可能性があること、いつ・どのレベルの津波が発生するか分からない段階で、L2 津波対応のまちづくりを進めることは、住民との合意形成や財政面での課題が生じます。

町民の命を守りつつ持続性のある復興まちづくりの大きな方向性として、L1 津波に対する安全性の確保を原則としつつ、明確な安全安心確保の方針を示すのではなく、様々な可能性があることを示し、実際に災害が起こった際にまちづくりについて考えてもらう材料を準備することとし、発生する可能性がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に向き合い、胆振東部地震の記憶を継承しながら、発災前は平時の取組みで防災対策を進め、災害発生後に速やかに復興イメージを町民に共有できるよう準備します。



図 6-3 むかわ町の安全安心確保の方針

6.4 むかわ町における復興まちづくりイメージ

大規模な津波災害発生後、応急対応期及び復興始動期を経て、まちの存続に必要な最小限の機能が維持回復した後に進められる、まちの復興に向けたイメージの検討を行います。

近年の大規模災害からの復興後の課題として、

- ① 縮小時代下における適正な復興規模の設定
- ② 時間の経過とともに変化する被災者意向のへ追従
- ③ 復興事業全体のマネジメントの重要性

が指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、大規模災害による被災状況を想定し、著しい被害により面的な整備が必要となる鵜川地区市街地、田浦地区や汐見地区、主要避難先と想定される穂別地区を対象に、まちや住まいに関する復興イメージを定めま

す。

6.4.1 町民の命を守る復興まちづくり

人的被害が大きくなるほど復興は長期化します。特に、未来を担う子どもに人的被害が及ぶと、その影響は計り知れないものとなります。「自然への畏敬（いけい）の念」（可能な限りの努力をしても自然の力には及ばないという謙虚さを保つこと）について理解し、発生する可能性がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による人的被害の最小化に向け、未来を担う子ども達への防災教育、町民を対象とした防災訓練による非常時への備えを進めます。

6.4.2 一日も早い生活再建

(1) 応急仮設住宅生活水準の向上

2年以上継続せざるを得ない応急仮設住宅生活水準の向上に向け、それまでの生活環境に大きな変化が生じないように、丁目といった地域コミュニティ単位での被災者収容を基本とするとともに、買回り品等の購入に支障をきたさないよう、仮設店舗の配置を考慮した応急仮設住宅団地を整備します。その際、仮設を含めた義務教育施設との位置関係や通学手段に留意します。

(2) 被災者個々の住宅再建能力に応じた住宅供給

被災者に大きな負担を強いる住宅再建は、被災者個々の将来設計と住宅再建能力に応じた住宅供給が行えるよう、住宅再建窓口の設置、専門家との相談機会確保など柔軟に対応します。

また、自力再建を希望する被災者に対しては、市街地整備状況を常時把握できるよう復旧・復興に関わる情報提供を行い、生活設計に支障をきたさないよう留意します。

自力再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅を必要量供給していくこととし、意向変化に追従できるよう、需要調整とニーズ調査を繰り返し行いながら、被災者個々のライフスタイルに応じて、集合・平家タイプ双方の供給など柔軟に対応します。

また、被災者個々の状況に応じた生活再建支援を行うため、国や県をはじめとした支援制度に関する情報提供を行い、適切に活用します。

6.4.3 創造的復興に向けて (Build Back Better)

巨大津波は農業、漁業にダメージを与え、地震の揺れは山体崩壊を引き起こし林業にダメージを与えます。これまで農林水産業の恵みを多く得てきた過去に感謝し、次の世代に農林水産業をつなげて行くため、農林水産業の復旧だけでなく、周辺加工業までを取り込んだ農林水産業の磨き上げに挑戦します。

また、むかわ町の資源である自然環境やカムイサウルス・ジャポニクス（通称：むかわ竜）をはじめとする穂別地区から産出される古生物化石群などあらゆる資源を、将来に向けて磨き上げ、関係・交流人口を増やすとともに、あらゆるジャンルの新たなチャレンジを支援することで地域の原動力とするとともに、新たな産業創出などにもつなげます。

6.4.4 一定の密度を保つ市街地形成

都市計画区域の要件の一つとして、都市計画法施行令第2条では、当該市町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であることと定められています。

また、同条では、災害により市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、市街地の健全な復興を図る必要があることと定められていることから、復興まちづくり計画の検討にあたっては、復興後の人口密度を高める工夫として、被災後の土地利用規制（非可住地における災害危険区域指定等）により、望ましい密度水準を確保します。

6.4.5 地区別復興まちづくり計画の留意点

復興まちづくりイメージは、現在の状況において日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、災害発生後約10年を目途に、町民の生命を守る防潮堤等の津波防災施設、津波避難施設等の都市防災施設整備が進み、復興まちづくり事業が終了するまでの手順と再整備された姿（復興像）を仮定（イメージ）したものです。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震はいつ、どのように発生するのか予測できず、また、社会経済情勢や行財政システム、住民意向の変化も予測は困難です。したがって、復興まちづくりイメージの実現化手法についても、現在の制度を前提にしたものとし、状況に変化が生じた場合は速やかにこれを見直し、速やかに“復興”させるための“まちづくりイメージ（たたき台）”として位置づけます。

ただし、本計画における被害想定は非常に甚大であるほか、むかわ町をはじめ、多くの自治体が被災する広域災害となることが想定され、復旧・復興に向けて必要となる人的資源や資機材の確保、復興事業への着手がイメージどおりに進まないことも想定し、事業の優先順位の設定、人材配分などについても留意していく必要があります。

また、復興後のまちには、「むかわ町らしさ」も必要です。昭和40年代に報道されて以来、まちの風物詩となった「ししゃもの簾干し風景」やししゃも料理店、大手量販店にはない「お店と住民の顔の見える関係」が織りなすきめ細かい相談や訪問サービスなど、長年築かれてきたむかわ町らしさを復活させる取組も求められます。

あわせて、災害の発生にかかわらず進行する人口減少への対応も必要となります。復興まちづくりで造成した土地や住宅も徐々に空き地・空き家化し、災害公営住宅に入居した方々もいつかは退去します。適正な復興規模や新規需要の喚起等、未来の活用方法にも留意が必要です。

6.5 復興まちづくりイメージ図

復興イメージ図は、実際に災害が起こった時の社会情勢やまちの状況、被災者の意向によって変わることが想定されるため、様々な選択肢の中からその時々にあふさわしい計画を導きだせるよう、幅を持たせた計画の立案を行い、発災後の状況に合わせて柔軟に復興計画を立案できるように作成しておくことで、被災後、早期の復興まちづくりに寄与します。

本章では、現時点において多方面から検討した復興まちづくりイメージ図を示します。

なお、復興イメージ図は、復興段階ごと（応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期）に分けて、復興に向けた取組みを示しています。



図 6-4 復興段階ごとの復興まちづくりイメージ図